

答 申 第 4 8 号  
( 諮 問 第 4 8 号 )

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 2 月 1 2 日付け鎌深地第 2 9 0 号で諮問のあった下記の  
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人が平成26年5月13日に公開請求を行った「1、平成6年2月設立湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会 2、平成10年4月名称改める湘南地区整備連絡協議会 3、平成20年2月改組、県、藤沢市、鎌倉市 上記が実施した会議、会合等ごとの書面、資料一式」に対して実施機関が平成27年1月29日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年5月13日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「1、平成6年2月設立湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会 2、平成10年4月名称改める湘南地区整備連絡協議会 3、平成20年2月改組、県、藤沢市、鎌倉市 上記が実施した会議、会合等ごとの書面、資料一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成27年1月29日付け鎌倉市指令深地第5号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年2月12日付けで異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年2月12日付けで提出された異議申立書、平成28年3月11日に提出された意見書及び同年6月13日に行われた異議申立人の口頭意見陳述における主張を総合す

ると、異議申立ての理由は、本件処分において非公開とされた部分のうち、個人情報及び本件公開文書のうち「平成23年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託（その2）報告書」については企業の従業員人口、業務内容に関する部分以外の部分は条例で非公開にする理由が無く、公開すべきであるとしている。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年3月8日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び同年7月11日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 名簿に記載のある職名及び氏名、所有者一覧に記載のある氏名及び住所、国土利用計画法の届出に係る不動産情報については公開することにより特定の個人が識別され、または特定の個人の権利利益を害する情報であるため条例第6条第1号に該当する。
- (2) JR東海道本線の路線内情報（測量調査結果）、ボーリング調査に関する箇所、駅勢圏の設定（算出方法、根拠など）は、JR東日本株式会社が独自に保持する情報、専門技術やノウハウで、生産技術に関する情報に該当し、公開することによって、競争上の優位性を損ねるおそれがある情報のため、条例第6条第2号に該当する。また、ボーリング調査の結果についても公開することにより、その土地の評価・価値に影響が生じるため、公開することによって法人の正当な利害を害するおそれがある情報であるため条例第6条第2号に該当する。
- (3) 平成24年度総会議事録の一部、参考資料、総会を除く会議の資料については、協議会で取り決めた未成熟な審議事項に該当し、公開することにより不正確な理解や誤解を与え混乱を招くおそれがあるとともに、今後の協議の場において自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあるなど、今後の協議会の運営に支障が出るおそれがある情報であるため条例第6条第3号に該当する。

### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成6年2月に湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会として設立され、平成10年4月に改称されて現在まで継続している湘南地区整備連絡協議会について、実施された会議、会合ごとの書面及び資料である。

そこで、本件対象文書について条例第6条第1号、第2号及び第3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 条例第6条第1号該当性については、異議申立人においても公開すべきとの主張がないことから争いが無いが、本件対象文書をインカメラで見分したところ、出席者名簿、座席表、及び議事要旨に氏名、役職名及び所属部署名の記載があり、湘南地区事業化検討調査報告書においては氏名及び住所の記載が確認された。

これらについては個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ただし、本件決定において実施機関は都市再生機構の担当者に係る情報を条例第6条1号に該当するとするところ、都市再生機構は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当することから、条例第6条第1号ウの「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員

等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」のただし書きに該当するため、条例第6条第1号に該当するとの判断は誤りであり、別表に掲げる部分を公開すべきである。

(3) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当審査会では、実施機関が同条に該当するとして非公開とした箇所について、以下検討する。

イ 平成24年度湘南地区整備連絡協議会総会議事録について

当該文書をインカメラで見分したところ、当該文書で非公開とされている部分はJR東日本株式会社の発言内容の一部であり、同社の事業活動に係る発言であると認められる。

事業活動に関する具体的な情報は、通常、公にされているものではなく、仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ウ 平成23年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託（その1）報告書について

当該文書をインカメラで見分したところ、当該文書で非公開とされている部分は武田薬品工業湘南研究所及び江ノ電バス湘南営業所に係る従業員数並びに算出された発生集中交通量及び交通手段毎のトリップ数である。

従業員数及び従業員数をもとに算出されている発生集中交通量並びに交通手段毎のトリップ数については法人の営業状況に係る情報であり、当該事業者からの聞き取り等により算出を行っているとしている。

事業者が自発的に公表している場合を除き、事業所ごとの従業員数は、通常公開されている情報ではなく、経営方針等の事業活動に関わる法人の人事管理上の情報であるので、一般に公開することとなれば当該法人の事業運営上の地位が損なわれる

と認められることから、条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

エ 平成23年度村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託(その2) 報告書について

当該文書をインカメラで見分したところ、当該文書は新駅設置に向けて基本的な検討事項として駅勢圏の把握や将来の新駅利用者人数の推計・検証等を行い、今後の検討課題の整理を行ったものであるが、当該文書で非公開とされている部分は、当該文書のうち路線内情報、駅勢圏の設定に係る算出方法及び根拠等に係る内容である。

実施機関は、これらの内容についてはJR東日本株式会社が独自に保有する情報、専門技術やノウハウで、生産技術に関する情報に該当し、公開することによって競争上の優位性を損ねるおそれがあると主張する。

新駅設置に向けての検討を行うにあたっての項目ごとの具体的な算出方法等については、法人が有する専門技能を駆使し、より精度の高い結果を出すべく工夫を行うものであり、この方法が公になることにより、当該法人以外の他の法人が入手して模倣するなど法人の競争上の地位を損なうものと認められる。

ただし、駅勢圏の算出方法の概要については一般的に広く用いられている算出方法であり、公開されることにより当該法人の競争上の地位を損なうとは認められない。

したがって、別表に掲げる情報は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められないことから、公開すべきである。

オ 東海道本線大船駅・藤沢駅間の新駅設置実現化条件調査について

当該文書をインカメラで見分したところ、当該文書は新駅設置におけるホーム・駅舎の計画等に資する基礎資料を作成することを目的に、東海道本線付近の土地について測量及び地質調査を行ったものであり、調査概要及び調査結果が含まれている。

本調査は法人が民有地に対して行ったものであり、測量結果や地質調査結果の情報は、当該法人の営業活動に係る情報及び土地所有者の財産管理上の情報に該当し、通常公にされている

ものではなく、公開することになれば、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれるとともに、当該物件の財産価値に影響を与えると認められることから条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。ただし、別表に掲げる情報は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められないことから、公開すべきである。

カ 湘南地区事業化検討調査報告書について

当該文書をインカメラで見分したところ、当該文書は村岡地区関連参考資料として添付された土地所有状況のうち、条例第6条第1号に該当する個人情報のほか、同第2号該当として法人の名称、住所及びコード欄を非公開としたものである。当該資料は事業用地に係る土地所有者を個人、法人等の区別なく羅列した内容であり、事業への関連の有無を問わず、調査された内容が記載されているものである。

法人の所管する財産に係る情報は当該法人の営業活動に係る情報に該当し、通常公にされているものではなく、経営方針の決定等の事業活動に関わる法人の財産管理上の情報であるので、公開することになれば、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められることから条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 本件処分において、実施機関は平成22年度湘南地区整備連絡協議会第2回広域交通検討部会議事録の一部を条例第6条第3号該当として非公開としているところ、当該非公開部分は地方公共団体における契約手続きについての記載であり、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該非公開部分については公開することが妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



(別表)

公開すべき情報

【第1号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当内容
湘南地区整備連絡協議会資料のうち、出席者名簿、委員名簿、座席表	
「団体所属部課名」、「氏名」、「担当職氏名」、「役職名」、「部課名」、「備考」、「担当職氏名」及び座席表に記載された所属並びに氏名	左記項目のうち、独立行政法人都市再生機構に係る部分
湘南地区整備連絡協議会 2回幹事会 議事要旨 2ページ	
3行目及び4行目	独立行政法人都市再生機構の組織にかかる記載

【第2号該当】

該当資料名称	
該当頁	該当行等
平成23年度 村岡・深沢地区拠点づくり検討調査業務委託(その2) ~報告書~	
目次	該当頁非公開箇所全て
2	該当頁非公開箇所全て
4	該当頁非公開箇所全て
5	該当頁非公開箇所全て
8	8行目 全て 13行目 全て 16～17行目 全て
9	該当頁非公開箇所全て
10	2行目 全て 3行目 「新駅の」から「する。」まで 11行目 全て
11	1～4行目 全て 10～13行目 全て 15行目 全て

1 2	1～8行目 全て 21行目 全て
1 3	1～5行目 全て 6行目 「集計」から「ある。」まで 15行目 全て 16行目 全て
1 4	1～4行目 全て 6行目 全て 7～9行目 全て 図面
1 5	1行目 全て 2行目 全て 3行目 全て 8行目 全て
1 6	1行目 全て 5行目 全て 表「拠点開発の計画フレーム」のうち「決定済み」の湘南鎌倉総合病院に係る従業員人口欄
1 7	1～5行目 全て 11行目 全て 表「拠点開発における新駅乗車人員（2.0km）」のうち、「新駅周辺の土地利用計画」の項目「新駅（2km）」「大船・藤沢」に係る項目を除く全て 「村岡地区等の土地利用計画」の項目「新駅（2km）」「大船・藤沢」「住居人口」に係る項目を除く全て 「深沢地区の土地利用計画」の項目「新駅（2km）」「モノレール」に係る項目を除く全て 「決定済み」の項目「新駅（2km）」「他駅」に係る項目及び「従業員人口」に係る項目のうち武田薬品工業湘南研究所並びに江ノ電バス湘南営業所該当箇所を除く全て
1 9	該当頁非公開箇所全て
2 0	1行目 全て 13行目 全て 14行目 全て

2 1	図表のうち、左列の項目名全て 右列のうち、 左列「現時点（平成23年）」に該当する箇所 全て 「駅勢圏の考え方」1行目及び3行目 全て 「新駅 駅勢圏」並びに「駅勢圏図」に該当する箇所 全て
2 2	該当頁非公開箇所 全て
2 3	1～4行目 全て 7行目 「将来」から「影響を」まで 8～11行目 全て 14行目 「この」から「人口」まで 15～16行目 全て 19行目 「本推計」から「現状の」まで 20行目 全て
2 4	該当頁非公開箇所全て
2 5	1～2行目 全て 鎌倉市の人口増減率の近似式グラフ ただし数式を除く 4行目 全て 藤沢市の人口増減率の近似式グラフ ただし数式を除く
2 6	1～3行目 全て 4行目 全て 5行目 「鉄道利用率」、「を乗じ」から「なる。」まで 6行目 全て 7～9行目 全て 10～11行目 全て 15行目 全て
2 7	1～7行目 全て 8行目 全て 9行目 「みなし」から「利用率」まで及び「をそれ」から 「乗じる」まで 10行目 全て 13行目 全て 14～15行目 全て 21行目 全て
2 8	図表のうち、左列の項目名全て

	右列のうち、 左列「平成37年時点」に該当する箇所 全て 「駅勢圏の考え方」1行目及び3行目 全て 「新駅 駅勢圏」並びに「駅勢圏図」に該当する箇所 全て
i	該当頁非公開箇所全て
ii から vii	図表表題 表記「(2.0km圏)」、「(1.5km圏)」
viii	1～2行目 全て 表「拠点開発における新駅乗車人員(P17参照)」のうち、 「新駅周辺の土地利用計画」の項目「新駅(2km)」「大船・藤沢」に係る項目を除く全て 「村岡地区等の土地利用計画」の項目「新駅(2km)」「大船・藤沢」「住居人口」に係る項目を除く全て 「深沢地区の土地利用計画」の項目「新駅(2km)」「モノレール」に係る項目を除く全て 「決定済み」の項目「新駅(2km)」「他駅」に係る項目及び「従業員人口」に係る項目のうち武田薬品工業湘南研究所並びに江ノ電バス湘南営業所該当箇所を除く全て
ix	1～2行目 全て 表「拠点開発における新駅乗車人員」のうち、 「新駅周辺の土地利用計画」の項目「新駅(1.5km)」「大船・藤沢」に係る項目を除く全て 「村岡地区等の土地利用計画」の項目「新駅(1.5km)」「大船・藤沢」「住居人口」に係る項目を除く全て 「深沢地区の土地利用計画」の項目「新駅(1.5km)」「モノレール」に係る項目を除く全て 「決定済み」の項目「新駅(1.5km)」「他駅」に係る項目及び「従業員人口」に係る項目のうち武田薬品工業湘南研究所並びに江ノ電バス湘南営業所該当箇所を除く全て
xiii	図表表題 表記「(2.0km圏)」、「(1.5km圏)」
xvi	1行目 全て 図表表題
xviii	図表表題

平成25年度東海道本線大船駅・藤沢駅間の新駅設置実現化条件調査 測量成果簿	
1	該当頁非公開箇所全て
2	1～10行目 全て 11行目 「東海」から「下り」まで 12行目 「東海」から「上り」まで 13行目 「東海」から「下り」まで 14行目 「東海」から「上り」まで 15行目 全て 16～22行目 全て
3	該当頁非公開箇所全て
平成25年度東海道本線大船駅・藤沢駅間の新駅設置実現化条件調査 地質調査報告書	
1	該当頁非公開箇所全て
2	1～11行目 全て 12行目 「神奈」から「本線」まで 13行目 全て 19～25行目

【第3号該当】

該当資料名称	
該当頁	該当行等
平成22年度第2回湘南地区整備連絡協議会交通検討部会議事録	
2	該当頁非公開箇所全て
3	該当頁非公開箇所全て

備考 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 5 / 1 3	行政文書公開請求書が提出される
5 / 2 7	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
2 7 / 1 / 2 9	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 1 2	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
2 8 / 2 / 1 2	審査会に対し諮問
2 / 1 6	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
3 / 8	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
3 / 9	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 1 1	異議申立人から意見書を受理
3 / 1 4	実施機関に意見書(写)送付
6 / 1 3	第78回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
7 / 1 1	第79回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
9 / 1 2	第80回審査会で審議
1 0 / 1 7	第81回審査会で審議
1 1 / 1 4	第82回審査会で審議
1 2 / 1 2	第83回審議会で審議
1 2 / 1 2	答申(第48号)